



第4号様式

流水経第288号
令和3年3月5日

流山市監査委員 様

流山市上下水道事業管理者 志村 誠彦



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け、流監第112号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年2月18日・流監第112号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
上下水道局 経営業務課	意見	<p>下水道事業長期貸付金利息については、請求が遅れたことにより、過年度収入となっていた。水道事業及び下水道事業の一体化により業務の効率化が図られた一方で、チェック機能の低下など一体化による弊害が懸念される一例である。厳正なチェック体制を構築されたい。</p>	<p>水道事業と下水道事業の間における取引については、それぞれの請求事務及び支払事務を1人の担当者ではなく水道事業と下水道事業の担当者で分担し、ダブルチェックを行うことにしました。</p> <p>また、起票漏れを防ぐため、会計係で隨時執行状況の確認を行い、未執行の予算がないかのチェックをすることとしました。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。